

○山梨県特例施設占有者の指定等に関する規則

〔平成19年11月29日
公安委員会規則第13号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第5条第5号の規定による指定（以下「指定」という。）、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に關し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、指定をしたときは、指定通知書（第1号様式）により、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（第2号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（第3号様式）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（第4号様式）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による指定の取消し（以下「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき、聴聞を行わなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（第5号様式）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（第6号様式）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（第7号様式）により行うものとする。

(指示書による指示)

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示（以下「指示」という。）は、指示書（第8号様式）により行うものとする。

2 第4条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を」とあるのは、「弁明の機会の付与を」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった次の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

山梨県公安委員会 印

第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった次の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

理 由

年 月 日

山梨県公安委員会 印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟の代表者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、次の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

山梨県公安委員会 印

第 号

特 例 施 設 占 有 者 変 更 事 項 公 示 書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した次の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

3 変更の届出があった事項

年 月 日

山梨県公安委員会 印

第 号

指定取消通知書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指
定した次の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

取消年月日

年 月 日

理由

年 月 日

山梨県公安委員会 印

(裏面)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟の代表者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 取 消 公 示 書

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した次の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

山梨県公安委員会 印

第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

告
報
遺失物法 第25条第1項 の規定に基づき、次のとおり 資料の提出を求める。
第25条第2項 保管物件の提示

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

年 月 日

山梨県公安委員会 印

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟の代表者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

第26条第1項
遺失物法 の規定に基づき、次のとおり指示する。
第26条第2項

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

指示事項

指示をする理由

年 月 日

山梨県公安委員会 印

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟の代表者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。